

別紙

第1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
第60条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係	第59条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係
(実質的に同一であると認められる者の意義)	(実質的に同一であると認められる者の意義)
<u>60-1</u>	<u>59-1</u>
(軽減対象所得金額に係る益金の額)	(軽減対象所得金額に係る益金の額)
<u>60-1の2</u> 措置法令第36条第4項..... <u>60-4</u>	<u>59-1の2</u> 措置法令第35条第4項..... <u>59-4</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(軽減対象所得金額に係る損金の額)	(軽減対象所得金額に係る損金の額)
<u>60-2</u>	<u>59-2</u>
(災害損失の区分の特例)	(災害損失の区分の特例)
<u>60-3</u>	<u>59-3</u>
(支払利子の区分の特例)	(支払利子の区分の特例)
<u>60-4</u>措置法令第36条第6項.....	<u>59-4</u>措置法令第35条第6項.....
(1)	(1)
(2)	(2)
(共通費用の額の配分基準の継続)	(共通費用の額の配分基準の継続)
<u>60-5</u> 措置法令第36条第6項.....	<u>59-5</u> 措置法令第35条第6項.....

(常時使用する従業員の範囲)

60-5の2 措置法令第36条第7項……………

(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)

60-6 措置法第60条第2項……………

(常時使用する従業員の範囲)

59-5の2 措置法令第35条第7項……………

(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)

59-6 措置法第59条第2項……………